

新しい在留管理制度の在り方について

平成19年11月13日

【現行の外国人登録制度の課題(自治体からの指摘)

世帯単位での把握が想定されていない(特に、日本人と外国人とによって構成される世帯の把握が問題)。

転出届の制度が存在しない。

市区町村職権消除・修正の制度が存在しない。

出生・死亡・離婚との制度的なリンクが無い。等

【市区町村事務上の“具体的”問題】

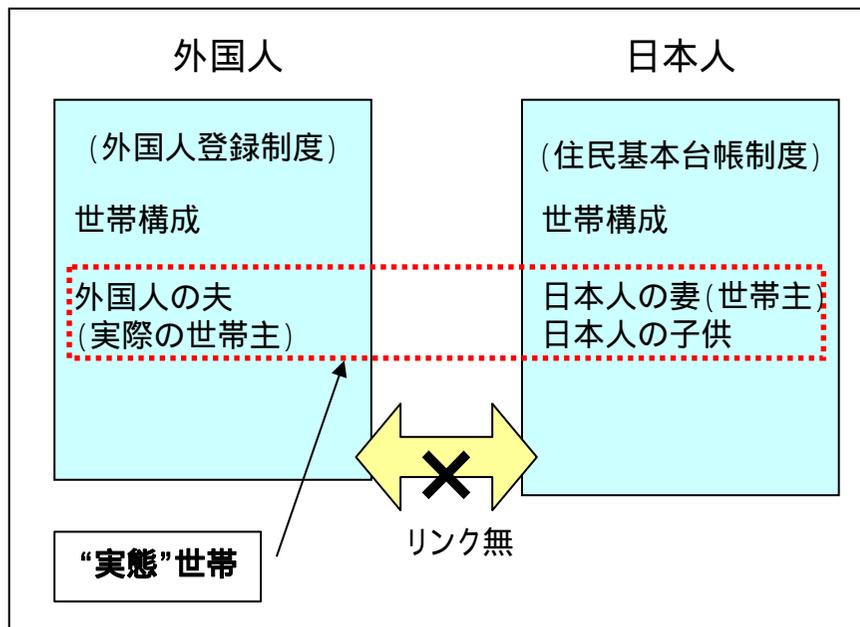
世帯単位を基礎として実施される、課税、国民健康保険加入、児童手当給付、学齢期の児童・生徒への就学案内が適切になされない。

特に、日本人と外国人によって構成される世帯の場合、日本人と外国人の同一世帯で国民健康保険証を二重に発行したり、保険料の二重徴収がなされる場合がある。

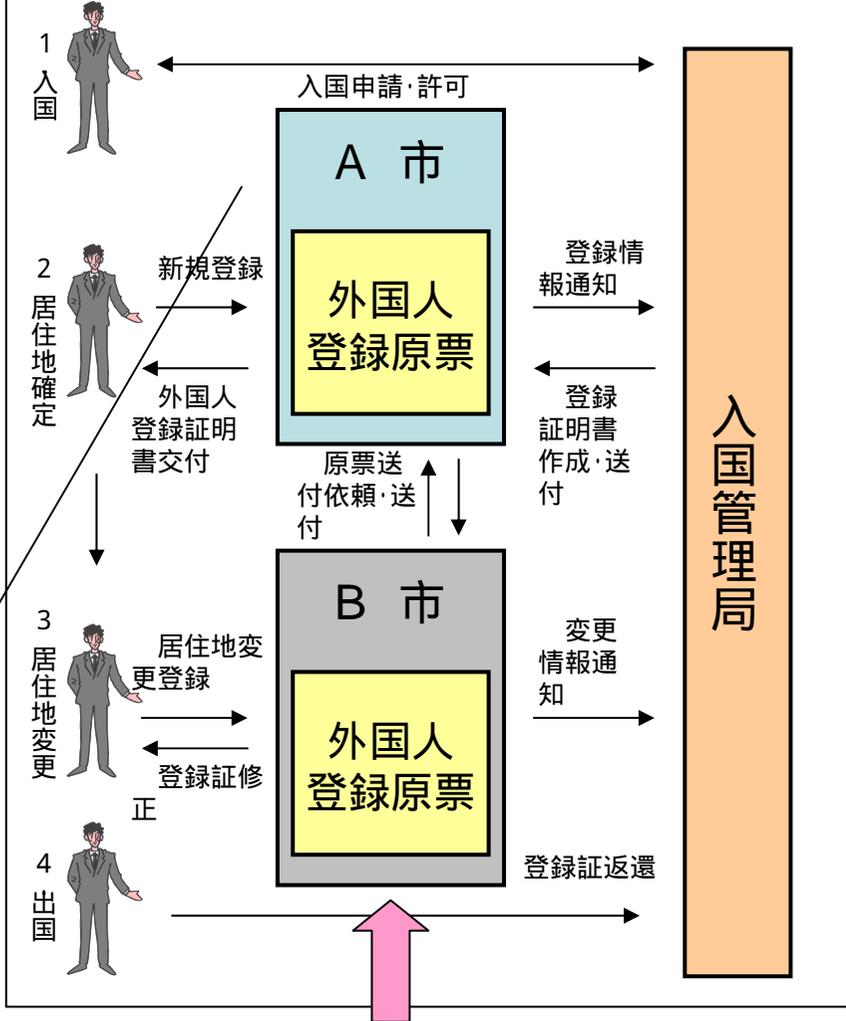
転出日以降に旧保険証で医療を受けてしまったり、転出後も保険料を徴収してしまう場合がある。

世帯主の家族の転出、死亡等の情報は、住所地の市区町村が把握する機会が多いにも関わらず、申請があるまで、職権による消除・修正ができない。

離婚届を出しても、何ら変更届を出さずに他の市区町村に転出してしまう。



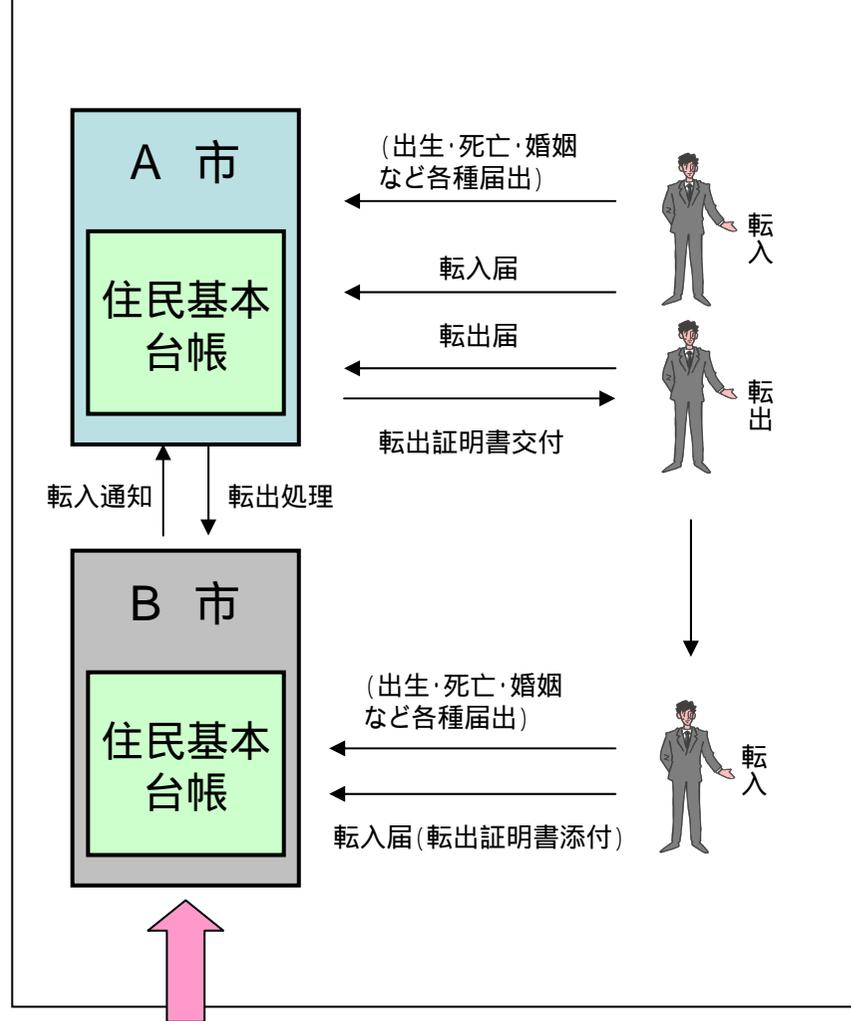
現行の外国人登録制度(外国人)



個人ベースの管理

外国人がB市へ転出して、「転出届」義務がなく、A市は当人が転出した事実を把握できない。

住民基本台帳制度(日本人)



世帯ベースの管理

出生・死亡・婚姻などの各種届が「台帳」にも反映される仕組み。